



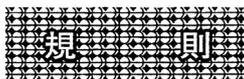
長野県報

5月2日(火)
令和5年
(2023年)
号外

目次

規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 1



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年5月2日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第42号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19項並びに」を削る。

附則第6項から第11項までを削る。

附則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

人事課